

「ヴォイス」 Voice

三好町では、町民の皆さんからの町政に対する意見を町長が直接お聴きする「町長とのふれあい座談会」を開催したり、提言箱や電子メールなどを通して「皆さまの提言」をいただいたりすることによって「心の通う対話の町政」を進めていこうと努めています。この「コーナー」では町長とのふれあい座談会「で寄せられた意見と町長の発言要旨や」皆さまの提言に寄せられた意見のうち、主に生活にかかわる内容の意見と回答を紹介しています。今回は町民参加の協働によるまちづくりを推進することを目的に、皆さんの要請に応じて9月27日に開催した明知下行政区の「町長とのふれあい座談会」で寄せられた意見と町長ほかの発言要旨を抜粋で紹介いたします。

◆明知下行政区

9月27日(土)明知下公民館
41人参加

茶屋川の河川改修計画とスケジュールについて

●意見Ⅱ茶屋川の改修計画について、平成19年度・20年度で明知下地区の用地買収が行われ、平成21年度から明知上地区の用地買収が始まるという話を聞いています。それ以後のスケジュールや問題点などがあれば説明をお願いします。



平成22年度から上流に向けて河川改修を行う予定の準用河川の茶屋川

●回答Ⅱ茶屋川の河川改修事業は、平成15年度に基本設計、平成16年度に実施設計、平成17年度に用地測量を行い、平成19年度から用地買収に着手しました。平成19年度・20年度に明知下地区の地権者の皆さんからご協力をいただいております。平成21年度から明知上地区の用地買収に入ります。

用地買収の完了後、平成22年度から護岸整備に入ります。平成22年度の工事費はおよそ6千万円です。平成23年度以降は県道名古屋岡崎線の橋の工事に入ります。県道の交通量が多いので工事期間は1年から2年はかかります。工法によっては期間を短縮できると思いますが、県

と協議しながら行っていきます。これからの事業なので詳しいスケジュールは決まっていない部分もあります。

【要望】区としても茶屋川改修については、今後、道路拡張などを含め町と協議しながら順次進めていきたいと考えています。明知下集落内から墓地へ抜ける道路には橋もあります。平成地区から南部小学校へ通う通学路の歩道整備も考えながら計画していただきたいと思えます。

交差点の改良計画について

●意見Ⅱ県道名古屋岡崎線と町道八和田西山線との交差点改良計画とスケジュールについて説明をお願いします。

●回答Ⅱ町道八和田西山線および町道柿ノ木井ヶ谷線と県道名古屋岡崎線との交差点は変則であり、明知下行政区からも交差点改良に関する行政区要望をいただいております。

平成19年度に豊田加茂建設事務所が歩道整備を計画し、町道八和田西山線から西側の歩道整備工事を行っています。平成20年度は交差点の詳細設計と測量を県で実施しています。

町でも詳細設計をしており、平成21年度に用地測量、平成22年度に用地買収を始めていきたいと考えています。用地買収完了後、平成24年度から公安委員会との協議も含め工事を実施していきたいと

思っています。県事業の進み具合に合わせて整備を進めるため、スケジュールの変更もあり得ます。

●意見Ⅱ町道八和田西山線と県道名古屋岡崎線との交差点を南に進んだ茶屋川の改修計画のところから、さらに南側は刈谷市の市道と思いますが、刈谷市との調整は行われていますか。

●回答Ⅱ現在、交差点の詳細設計をしています。愛知県と交差点について公安委員会協議を進めていくということで、刈



町道八和田西山線および町道柿ノ木井ヶ谷線が変則して交差する県道名古屋岡崎線

谷市との調整は行っていません。

総合計画について

●意見Ⅲ総合計画の全体像について説明してください。

●回答Ⅲ総合計画は、基本構想(2009年から2023年までの15年間)、基本計画(10年間)、実施計画(3年ごとに見直し)の3つから構成されています。第6次総合計画は目指す全体像として「みんなで築く『ささえあい』と『活力』の都市」としていきたくと考えています。今年の3月27日に「まちづくりフォーラム」をサンアートで開催し、素案を発表しました。引き続き現在、総合計画審議会で協議いただいています。

「ささえあい」とは家族の支え合い、地域での支え合い、町民と行政の支え合いによって、誰もが安心して住み続けたいなるまちづくりを目指すことを表しています。

「活力」とは、一人一人が生きがいを持ち、まちに活気とにぎわいがあり、企業や商業、農業者が活発に活動できる魅力あるまちづくりを目指すことを表します。「みんなで築く」とは、町民と行政が情報の共有や対話を通じて共通認識を持ち、知恵を出し合い、まちづくりを協働で進めることを表しています。この総合計画は、平成35年の将来人口を7万人と想定

しています。

●意見Ⅳみなよし地区の重点施策について説明してください。

●回答Ⅳ第6次総合計画ではきたよし地区「なかよし地区」「みなよし地区」の3つの地区について、それぞれ地区別構想を掲げていきたくと考えています。

みなよし地区については、既存集落と農地が広がる中、いくつかの大規模工場が立地しています。工場では、活発な生産活動が行われ、多くの人々に就労の場を提供し、本町の財政基盤を支えています。市街地が少ないため、人口密度が低く集落地を中心に高齢者が増加しており、



今年の3月27日に行われたまちづくりフォーラムで第6次総合計画の素案を発表



会場で開催のあいさつをする久野町長(明知下公民館)

地区の活力維持が必要となっています。この地区の将来像として「ふるさと交流で元気なみなよし」を掲げています。

まちづくりの構想では①既存集落と調和を図りながら比較的広い区画を確保した多世帯住居が可能な田園型住宅が整備されたまち②「農」を生かした生きがい・交流機能として、都市近郊の体験型農業施設「さんさんの郷」を充実させ、退職後や子育て後の人たちにも新たな生きがいとなる「農」のある生活を提案するまち。それから周辺農家が作った野菜や果物、花などを販売する産地直送の市場や、コ

ンサートなどが行われるにぎわいなどの交流のあるまち③世界に向けた地場産業として、基幹産業である自動車関連産業を中心に地場産業の一層の高度化や付加価値化を支援するとともに、新たな生産流通機能が整備されたまち④優良農地や果樹園の保全として、優良農地の集約化を図り、地域の特性を生かした力キ、ナシ、ブドウや野菜、花などの農産物の高品質化を進め、やりがいのある農業経営ができるまち。大規模な農業経営を促進する農業生産ゾーンを形成し、町民の食糧の確保ができるまち⑤水と緑の保全として、水に恵まれた細口公園(ほそぐち)を核に茶屋川を軸としたみどりのネットワークの形成と田園空間が調和されたまち、といった将来像を掲げて、それぞれ基本計画、実施計画に基づいて事業を行っていく考えです。

●意見Ⅱパブリックコメントの実施時期はいつごろを予定していますか。

●回答Ⅱ総合計画の策定期期については、市制施行の問題とも絡んでいきます。施行の時期と市の名称は、年内に決めていきたいと考えており、市制施行の時期によつては、新たな総合計画の策定期期は市制施行と合わせたほうが良いのではないかとということも言え、今後、審議会に諮っていききたいと考えています。

●意見Ⅱ地域・地区の意見や要望をどの



明知上・下地区の集落とトヨタ自動車明知工場との間に広がる集約された優良農地

ように反映していくのですか。

●回答Ⅱパブリックコメントなどで皆さんの寄せられたご意見については、町の考え方を添えて総合計画審議会に提案させていただきます。審議会で検討いただき、取り入れられる意見については新総合計画の中に盛り込んでいきたいと考えています。

●意見Ⅱまちづくり3法について説明してください。

●回答Ⅱ「都市計画法」は大規模集客施設の郊外への出店における規制などに関する法律です。「中心市街地活性化法」は市街地の活性化への支援に関する法律です。



平成12年10月にオープンした郊外型のショッピングセンター

「大規模小売店舗立地法」は大型店の新規出店が生活環境などに与える影響への配慮に関する法律です。この三つの法律がまちづくり3法といわれるものであり、このうち都市計画法と中心市街地活性化法は平成18年に改正公布されました。その趣旨は、郊外における開発規制の強化で、従来、郊外型の大規模店舗が進出して中心市街地がさびれてきたことを踏まえ、中心市街地における居住の推進やにぎわいの回復を図ることが目的です。都市機能を集約したコンパクトなまちづくりへと転換するための制度改正です。

●意見Ⅱ調整区域(明知下地区)における住宅開発は可能ですか。

●回答Ⅱ都市計画法の改正により、市街化調整区域内における大規模開発(5ha以上)の許可基準が廃止され、地区計画に適合する開発行為のみが許可を与えられることになりました。明知下地区内で住宅開発を行うおとす場合、200戸以上の建築物が連たんしている、いわゆる大規模既存集落内で1ha以上の開発計画を組むか、大規模既存集落に隣接する区域で1ha以上の優良田園型住宅地の認定を受けるかに限定されます。

具体的な開発については、地域の組織づくりや開発事業者の選定と調整、県担当部局との協議など、開発協議の状況を見据えながら町の都市計画マスタープラン(都市計画法に基づき、まちづくりの基本的な方針)の改訂と地区計画の決定手続きが必要となります。

●意見Ⅲ優良田園型住宅地とはどのような住宅地ですか。

●回答Ⅲ大規模既存集落に隣接する1ha以上の優良田園型住宅地とは、比較的広い区画を確保した多世代居住が可能な住宅地であり、都市計画法の手続きを経て決定されます。これは、地区計画制度を利用した市街化調整区域の住宅開発の手法の一つです。最低敷地面積300㎡以上の土地で、建築物などの制限が、建ぺい率30%以下、容積率50%以下であり、敷地の広いゆとりのある住宅になると思

います。

●意見Ⅳ地区計画とはどのような計画ですか。

●回答Ⅳ地区計画とは、それぞれの地区にふさわしい土地利用を実現するために、地域の皆さんが合意形成を図りながら建築物の用途や形態、道路、公園などをきめ細かに定め、詳細な土地利用規制を行う制度です。

●意見Ⅴみなよし地区の農業施策について説明してください。

●回答Ⅵみなよし地区は三好の特産品であるブドウの産地であり、今後も永らく栽培、出荷できるようにしていきたいと思いをもちます。農業施策は難しい問題もありますが、農業委員会や生産組合の皆さんと今後の農政について前向きに進めていきたいと考えています。明知下地区での具体的な農業施策は、今説明することはできませんが、町全体の中で農業施策を推進していきたいと考えています。

農家の高齢化が進んでおり、その対策にも取り組んでいかなければならないと考えています。その一つとして法人化を働き掛けていきたいと思いをもちます。NPOなどが果樹農家に参入できるようにすることを考えていきたい。また、団塊の世代で企業のOBの皆さんが農業に従事できるように仕組みも考えていきたいと思いをもちます。このことについては、JAあいち豊



三好の特産品であるブドウ園が広がる、トヨタ自動車明知工場南側の平成地区

田や三好町工業経済会の皆さんと相談・協議して進めていきたいと思えます。

●意見Ⅱみなよし地区の土地利用として、公共施設の設置を考へてはどうか。

●回答Ⅱ地域間格差の是正を図り、地域を活性化させるため、現在の行政区を基礎自治区とし、住民参加のまちづくりを推進するための組織として、小学校区単位を基礎としたコミュニティ推進協議会の体制づくりを総合計画の中で盛り込んでいます。併せて、地域活動の拠点となる複合的な地域拠点施設を「きたよし」「なかよし」「みなよし」の各地区に整備す

ることを新総合計画の基本計画の中に入れる予定です。明知下区には公民館や児童館、老人憩いの家がありますが、新しく複合的な施設ができた場合、地元と相談させていただき、施設の修繕費補助などの制度自体は残していきたいと考えています。

●意見Ⅱ公共施設の設置については、拠点となる複合的な施設を総合計画に盛り込んでいくことですが、先日、NPO活動をしている人と話す機会があり、きたよし、なかよし、みなよしの小学校の子どもたちはお互いに交流したがつているということを聞きました。三好町の地形は南北に長く、人の流れを考えたとき、みなよし地区からなかよし地区やきたよし地区への人の流れはありますが、きたよし地区やなかよし地区からみなよし地区への流れはあまりないと感じます。地域間格差や子どもたちの交流など、今ひとつ不十分だと思います。人の流れをみなよし地区にもってくる施策も必要ではないかと考えます。きたよし地区には駅が、なかよし地区には役場や商店があり、自然に人は流れます。それに対してみなよし地区にあるのは皆さんの郷くらしいです。図書館や中央公民館などの複合的な施設を造っていただき、子どもたちの流れとしてきたよし地区やなかよし地区の人たちがみなよし地区に流れるよ

うなことができないかと思えます。町として考えていることがあれば教えてください。

●回答Ⅱ町北部や中部からの南部への流れが少ないので、みなよし地区に複合施設を整備してはとのことですが、一つの提案として受け止めさせていただきます。複合施設の位置は決まっていますが、位置決定は慎重に対応しなければなりません。中心部が空洞化しているのも事実です。商工会が中心となって町のランドマークにとジャスコをキーとしてアイモールをつくった際に、商店のかなりの皆さんがアイモールに出店されたことで、現在、町内の商店街は空洞化してい



平成16年度からバス4台2路線で運行しているさんさんバス(写真:交流路線のくろまつくん)

ます。郊外型であるジャスコの施設が商業の中心になってきています。

さんさんバスは、現在4台で運行していますが、都市計画道路三好ヶ丘駒場線こまばの東名高速道路の橋が架かり開通すると、バス路線も変更していかなければいけないだろうと思っています。今年9月16日より明知下公民館への豊田市の高岡ふれあいバスの乗り入れが開始され、今後、町のさんさんバスも名鉄豊田線浄水駅まで乗り入れていくことになるかと思いません。そういった連携の中で人の流れをつくっていくのも必要だろうと考えています。

【要望】町制を施行した50年前の人口はおよそ9千人でしたが、今では5万人を超えています。しかし町全体では町制施行時の6倍を超えていますが、みなよし地区の人口は、そこまでは増えていないと思います。みんなが楽しめて、人が集まれるような地域づくりをするために、土地もありますので図書館などの公共施設をみなよし地区に移していただけたらと思います。

●意見まちづくり3法や開発行為、地区計画などの説明がありました。総合計画の将来人口を7万人と推計する中で、具体的にみなよし地区、特に明知下地区において優良田園型住宅地などの住宅開発を行う考えはありますか。

●回答総合計画は三好町の将来構想という夢です。実際に開発しようとするときは、都市計画法などの法律の規制があります。調整区域での規制が一番厳しいのは農振法(農業振興地域の整備に関する法律)です。明知下では平成地区と田の集積する区域はすべて農業振興地域の農用地区域であり、規制が一番厳しい地域となっています。地区計画をつくって優良田園型住宅地を今後奨励していこうという総合計画にしますが、これはあくまでも構想の中の土地利用です。将来的には農振法の規制を除外して、都市計画法による優良田園型住宅地にしていくという手続きになります。



区民の皆さんから多くの意見や要望が寄せられました
(9月27日：明知下公民館)

総合計画は集落の隣接する地域については、田園型の住宅施策を行うということだと思います。現在、地域内の高齢化が進み子どもの数も少なくなっており、地域を活性化するには、ある程度の住宅開発を行って子どもの人数を増やし、学校も有効に使っていくということも必要です。しかし、すぐに田園型住宅ができるわけではなく、その手法として地区計画の決定や都市計画マスタープランの改定手続きが必要となり、そうすることにより住宅開発ができる可能性があるということです。

【要望】明知下地区での住宅開発は難しいと思いますが、地域の住民が将来に夢が持てるような地域づくりを進めていただきたいと思っています。

●意見今回のテーマの一番の課題として総合計画を挙げました。若い世代が明知下地区に住みたいと思える施策や、どうしたら明知下地区が発展するかを考えていただきたい。

●回答市街化調整区域における開発ですが、総合計画の中で開発計画はあげていきます。手法については先ほどお話しした優良田園型の住宅施策による方法で行っていきます。地権者の皆さんのご協力をいただかなければできませんので、地域の皆さんと十分相談し、協議しながら開発計画をあげていくということにな



質問や要望に対する久野町長の回答に耳を傾ける区民の皆さん

可は市に移譲されていますが、地方の時代といわれながらも、国土の中心となる土地利用は国や県が許認可の権限を持っているのが現状です。

国が開発行為を規制するためにまちづくり3法を改正したり、県が市街化の線引きの規制を加えたりしています。5年ごとに市街化区域の見直しを行っていますが、愛知県の方針として住宅施策による市街化の線引きについては最小限に抑えるということです。愛知県は工業区域も規制したため、工場が愛知から岐阜県へかなり流出したことから、もう少し緩和しなければと修正版を作成しているところです。まちづくりは、町民の皆さんとともに協議しながら行っていくものであり、権限が国や県から移譲されるのが当然と思っていますが、まだそこまで至っていません。

【要望】まちづくりの観点から市制施行を契機に働き掛けをしていただき、住民が暮らしやすいと感じる行政の展開や地域づくりを行っていただきたいと思います。

●意見公共施設の整備については、小学校区単位を基礎としコミュニティでの説明でしたが、昭和40年から50年にかけて工場誘致で区内の土地を提供し、地元で公民館や児童館、老人憩いの家などを、先人が知恵をしばり町の補助をい

ただながら造った経緯があります。現在も町の支援をいただきながら地域の皆さんで管理・運営を行っています。将来コミュニティ単位を核として施設が整備されると、既存の地区公民館などの管理・運営にかかる町からの支援が廃止されないかと心配です。新興地域とのバランスもあると思いますが、公民館などの地区施設が引き続き地域のために地域の手で管理・運営していける体制をお願いします。

●回答コミュニティごとに施設を造っていくことは簡単にできることではありません。将来計画の中で向こう10年で計画しても計画どおりにいくとは限り



平成6年2月に開館した明知下公民館

●意見開発行為の許認可は県が権限を持っていてと思いますが、ある一定の市になると事務処理が市に移譲されると思います。総合計画に掲げる将来人口7万人では移譲は無理だと思えますが、もう少し人口を増やす考えで、開発行為の許認可権を県から移譲して、三好の考えに基づくまちづくりを進めるとか、7万人の市でも事務処理ができるよう県に権限移譲を働き掛ける考えはありますか。

●回答基本的に土地利用については市町村への権限移譲はありません。建築許



昭和54年4月に開館した明知下老人憩いの家

昭和47年8月に開館した明知下児童館

ません。旧来の地区にある施設も考慮しながら十分に検討していかなければいけないと思います。

公共交通のネットワーク整備 について

●意見Ⅱ今年の9月16日から豊田市若林地区から明知下公民館への豊田市高岡ふれあいバスの乗り入れが始まり、南北ルートがだいぶ充実しました。道路整備に伴いさんさんバスの名鉄豊田線浄水駅までの乗り入れが予定されると聞きました。豊田厚生病院への接続を望んでいますが、浄水駅まで乗り入れる場合、明知下から浄水駅までのルートは計画にありますか。

●回答Ⅱさんさんバスは、高齢者や車の免許がない人の社会参加を促進するため平成11年10月から「福祉バス」として試行運転を始め、平成13年度からバス2台による本格運行を開始しました。さんさんバスの運行については、さんさんバス利用促進協議会で検討いただきながら、車両の増車やダイヤ改正、乗合タクシーの導入などの改善を重ね、平成19年度はおよそ26万4千人の利用をいただいています。

さんさんバスの浄水駅への乗り入れに
関し、事前に乗合タクシーでの豊田厚生
病院への乗り入れについて豊田市と協議

したところ、乗合タクシーでの乗り入れはできないとのこと、さんさんバスで三好ヶ丘駅から豊田厚生病院を経由し浄水駅まで行くことは良いとのことでした。現在、明知下公民館から黒笹駅まで66分間のダイヤで運行しています。三好ヶ丘駅から浄水駅との往復におよそ20分かかるので、折り返し時間を含め現行の77分間隔の運行から100分間隔となり、利用者には不便をお掛けすることから、現行のバス4台の運行では浄水駅までの乗り入れは非常に難しい状況です。

現在、南北の主要道路は県道豊田知立線のみですが、都市計画道路三好ヶ丘駒場線が開通すれば東側に1路線増えます。



今年の9月16日から豊田市若林地区から明知下公民館へ乗り入れを開始した豊田市のふれあいバス

東名三好インターチェンジ方面から都市計画道路上伊保知立バイパスができれば3路線となります。こうした機会にはさんさんバスの増車と路線の見直しを行い、

豊田厚生病院を経由して浄水駅までの乗り入れを行っていきたくと考えています。具体的にいづになるか現時点では明言できませんが、できるだけ早くと考えていますので、もう少し時間をいただきたいと思えます。

●意見Ⅱ南北ルートはだいぶ充実してきましたが、総合計画に掲げる将来人口7万人のすべてが町内で働いたり、町内の学校に通学したりしているわけではありませぬ。名古屋方面や豊田方面への通勤・通学者が多いと思えます。明知下地区にこれからも住み続けようとする、明知下から名古屋や豊田方面へ便利に行けることが重要になってきます。公共交通機関で赤池駅へ行くのも大変です。そうした中で東西ルートの整備計画はいかがでしょうか。

●回答Ⅱ総合計画では、南北の道路整備に合わせて町内を環状に結ぶことができる都市計画道路上伊保知立線や名古屋三好線、三好ヶ丘駒場線などの道路整備を行っていきます。バスを増車するときには、東西ルートで運行されている路線などへの乗り換えについても、さんさんバス利用促進協議会で協議しながら検討し

ていきたいと考えています。

●意見Ⅱさんさんバスで100円もつけるのに、いくらまで町が負担して良いという目安はありますか。

●回答Ⅱ以前実施した住民アンケートで、住民1人当たり1,000円くらいは町が負担しても、さんさんバスを運行すべきではないかという意見をいただきました。

●意見Ⅱバス4台で1路線に何人くらい乗れば運行が維持できますか。バスをみても2、3人乗っているだけという時間帯もありませぬ。バスを運営するためには20人の利用が必要であるなら、20人が乗るような目標を立て、もっと地域に利用を訴えて良いと思えます。具体的に「バスを運営するには10人は乗ってもらわないと運営が難しい」と言っていただければ、その数字を目標に地域も維持できるような努力します。10人乗って維持できるとすれば、20人乗ればダイヤを倍に増やすことができるかもしれませぬ。ぜひともそういったPRもお願ひします。

●回答Ⅱ平成19年度のさんさんバスの料金収入は2419万8千円でした。バスの運行負担金は6118万1千円で、町の負担は3698万3千円でした。バスが6台となった場合でも、その分多くの人に利用していただければ、町の負担が少なくて済みます。できるだけ多くの人

に利用いただけるようにPRしていきませぬ。

●意見Ⅱ昔、地下鉄が名古屋市の野並から豊田市の土橋へつながるといふ話がありました。今はどのようになつていませぬか。

●回答Ⅱその地下鉄6号別線は、名古屋市の野並から豊田市の土橋へ乗り入れするルートが、福田と明知下の近くを通るといふ夢の鉄道ということで、当時、期成同盟会を発足し、関係する市町の議員の皆さんに一生懸命取り組んでいただいたという記憶があります。実現は難しい見通しということですが、豊田市出身の県会議員の人は、今もこの地下鉄6号別



今回のテーマに沿ってさまざまな意見や要望が寄せられました(9月27日：明知下公民館)



平成15年3月に開園した細口公園内の遊具と芝生広場
(細口池を含め7ha)

線を実現したいといっています。豊田市や東郷町を言め、もう少し氣勢を上げる必要があるのではと思っています。

●意見Ⅱ 明知下の住民は期待していますので、今後ともよろしくお願いします。

●回答Ⅱ 地下鉄6号別線の西ルートは名古屋市中村区から海部方面へ延びていきます。東へ延びるルートはまず野並から徳重までということでした。以前、名古屋交通局へ陳情に行き話をしたときには、その計画の実施優先順位が低いということで、もっと順位が高くならないと実現できないということでした。また地下鉄

細口公園の管理について

を通す地域は名古屋市内までで、市外までは広げない意向もあるようだといっています。その後、東郷町の議員との交流の中で、誘致したいという話はしていますが、今は先細りになっています。

●意見Ⅱ 防犯面では、以前、駐車場に止めた車に住んでいた不審者がいました。また皆さんが遊んでいる遊具のある広場は駐車場や道路から死角となって見えません。広場は民家から離れており、近くの保育園は日曜・祝日は休みなので、緊急時の連絡方法がありません。

環境面では、桜の季節になると町内外から花見客が訪れ、路上駐車や夜遅くまで騒いでいるケースです。翌日は公園がゴミで汚れていることもあります。また細口池は緊急時の水源になっていると思いますが、現状はゴミなどが浮いて汚れがひどくなっています。

●回答Ⅱ 細口公園は地区公園ということで池も含め7haあります。広場が死角になってしまふことや近くに民家がないこと、緊急時に連絡ができないことなど防犯面で問題があるのではとのご意見ですが、夜間は公園の照明灯が50基付いています。日中の対策ですが公園という施設の特徴から難しい部分はありますが、考えてみます。地域の皆さんで声掛けをし



力又一艇の倉庫として利用されている細口公園管理事務所

ながら防犯ハトールもお願ひし、各地区の安全推進協議会の協力により、地域力を高めていただきたいと思います。

桜の時の不法投棄ですが、草刈りの管理はシルバー人材センターに委託し、草刈りと芝刈りは年3回、トイレの点検清掃は週2回、ゴミの清掃は週1回実施しています。また細口池の水は緊急用の飲料水にはなってはけません。農業用のため池で中にゴミを捨ててしまうことについては農家の皆さんとも対策を相談していきます。

●意見Ⅱ 細口公園に管理事務所がありませんが、誰もおらず力又一艇が置かれているだけで倉庫になっています。今後どの

ように管理されるのですか。

●**回答** 事務所として常時人を配置してそこで受付をするような管理は考えていません。カヌー艇の倉庫として利用しており、現地にはスポーツ課の職員が週1回行っています。

明知下区内の道路網の見直しについて

●**意見** 明知下区内の道路網について、通過道路と生活道路の性格を明確にし、通過車両の通りがかなり激しい集落内の道路は生活道路としてはどうでしょうか。そのため、通過車両は生活道路への進入を規制することはできないでしょうか。

●**回答** 生活道路に入る通過車両の規制方法は、一方通行や歩行者専用道路とする時間規制があります。規制をかける通車車両のみならず、地元の皆さんも規制の対象となりますが、地元の皆さんの理解さえあれば規制はできます。規制以外の方法としては、注意喚起のため「住宅内につき通り抜けご遠慮ください」や「ゴミの飛び出し注意」といった看板の設置があります。行政区で管理していただくことを前提に看板を設置することは可能です。

●**意見** 平成地区内に多くの大型車が駐車しています。道の両側に止めるので事故も起きています。事業所にはお願いし



農道に大型車両や営業車両の駐車が目に付く、トヨタ自動車明知工場南側に農地が広がる平成地区

ていますが、まだ多くの車が止まっています。駐車禁止や通行規制はできないでしょうか。地区内の人や農作業をする人には、通行許可証などを発行し規制してはどうですか。

●**回答** 町道であれば道路管理者と調整して、駐車禁止などの規制は可能と思いますが、農道についての規制は難しいです。解決策として二つの方法が考えられます。一つは現場を確認し、通行に支障をきたす迷惑駐車なら区長さんを通じて事業所に改善を求める方法。もう一つは「駐車車両ご遠慮ください」や「迷惑駐車禁止」といった看板をたくさん設置すれば、

トラックも止めづらいと思いますので、注意喚起の看板を設置するという方法が考えられます。

●**意見** 通過車両が増え、道路を拡張してバイパス道路もできましたが、郷中の道路を通る車はいかかわらず多い状況にあり、一番の交通弱者である歩行者の安全がないがしろにされています。道路を拡幅して歩道を作ることは、住宅地の土地事情からいって難しい問題です。思い切って車道を細くすることにより、歩道を確保しガードレールを付け、子どもやお年寄りが傘を差しても通れる歩道を作ってはどうか。車道が細くなりすれ違いが不便になることで車をバイパスへ向けるという方策はどうでしょうか。

●**回答** 大変良い提案だと思えます。ただし、道路交通法上の問題と地域の皆さんも通勤などに不便になることは覚悟していただかなければなりません。課題をどのように克服するかを区長さんや議員さんをはじめ、地域の中で十分話し合いをしながら、法的なことについても可能かどうか検討する必要があると思えます。

公民館西側の道路は大変渋滞し、生活道路へ車が進入するようになってきました。地域の皆さんの了解を得ることができれば、時間帯規制でストップすることもできると思います。安全で安心なまち



食の安全対策

また食の安全が脅かされています。餃子に続いて「インゲンよお前もか」といったところですよ。一方で牛乳を水で薄めてメラミンを投入し成分をごまかす手口など言語道断。人命にかかわることがあまりにも多すぎます。これらはすべて隣の大国産の食材ばかり、一体どうなっているのでしょうか。食糧自給率40%では必然的に食を海外に頼るしかないのが日本の現状です。自給率の向上を叫んでも構造的に難しいところまで落ち込んでいます。

わが町では町制施行する少し前から小学校の学校給食が始まりました。手作り弁当から給食へ、米食からパン食への始まりです。パンが普及するに従って米食が減少。高度経済成長期に入り内需とともに海外戦略も活発化し、工業製品と引き替えのように海外の農産物が入ってくるようになりました。そして世界中に食を求める商社が日本人の好みに合ったものを作るため、種子や苗までも持ち出し食糧の確保とい

う大義のもとで、利益が優先されてきました。節操もないといいたいところですよ。食の安全安心という必要不可欠の条件が薄れ、海外からより安く大量に輸入する時代への警告ではないでしょうか。

今からちょうど40年前から、減反政策が始まりました。主食の米の作付けを抑え、年々その作付け面積の割合も規制が強化され今日に至っています。果たしてそれが良かったのかどうか。

わが町は総面積のおよそ3分の1が農地です。専業農家が激減し、農業者の高齢化や後継者不足などで、遊休農地の増加に歯止めがかかりません。それを何とかしようとして農業法人ファームス三好を立ち上げ、頑張っていたのですが、すべてに対応できるわけではありません。特に畑作が厳しい状況です。

地産地消が理想ですが課題もあります。しかしより多くの人に協力をいただきながら、顔の見える食糧生産や安心心の食づくりができればと思います。今後、わが町の遊休農地をどのように生かしていくのかが食の安全に直結します。

三好町長
久野知英

づくりは重要政策であり、いろいろな施策を講じていかなければと考えています。

●意見Ⅱ道路の規制をすると農道に通勤車両がたくさん入ってきます。農道規制はどうしたらできますか。

●回答Ⅱ農道の管理者は三好町土地改良区です。農道への車両進入は各行政区も困っており農道につき一般車両の通行禁止の看板を設置している地区もありますが、看板を立てても車は入ってきます。農家の人が農作業で車を止めると、一般車両が進入して事故などのトラブルもあるそうです。今のところ立て看板での対策しかないと思いますが、土地改良区の理事の皆さんと話し合っ

健康増進のための環境づくりについて

●意見Ⅱ健康増進のために三好池や境川のサイクリングロードを歩いています。そこに行くのに車を使っています。明知下地区から三好丘までのサイクリングロードや遊歩道の整備ができれば、自転車や徒歩で南北間の往來ができます。そうした整備を考えられていますか。

●回答Ⅱサイクリングロードは、土地の有効利用ということで境川緑地と愛知用水の上部を利用した前田緑地があります。今後、北部でも埋設された愛知用水の上

部利用の計画があります。明知下地区の遊歩道については、公民館や神明宮、ふれあい広場、細口公園などの施設を結ぶ中で歩道の利用を考えられたらと思います。歩道利用の中で防犯灯などの設置要望があれば整備していければと思います。新たに土地を生みだしてサイクリングロードや遊歩道として整備することは難しいです。茶屋川の改修計画があり、その管理用道路の利用については、農道のような利用になるかもしれませんが、地区の皆さんと協議していきたいと思



西一色から福田にかけて広がる面積5.22haの境川緑地。地内のサイクリングロードの延長はおよそ2.5km